

## はじめに



食は命の源であり、健全な食生活は人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものであります。

平成 17 年に制定された「食育基本法」に基づき、市では平成 23 年度に胎内市食育推進計画を策定して、「ふるさとの恵みに感謝！食で育む豊かなこころ 元気なからだ」を目指す姿とし、「健康につながる食生活の確立」「地産地消の推進」「食文化の伝承・発展」「食を取り巻く環境問題への取組」「人づくり・市の活性化」という 5 本柱を基本方針に関係者が連携して取り組んでまいりました。

策定から 5 年が経過する中、平成 27 年度に策定した第 2 次胎内市健康増進計画「健康たいない 21」及び第 2 次胎内市歯科保健計画に基づき、市民一人一人が主体的、積極的に健康づくりに取り組むことで地域に笑顔と活力があふれることを目指して活動を展開しております。また国でも、時代の変化に伴う新たな課題に対応すべく、第 3 次食育推進基本計画が策定されています。

それらを踏まえ、当市でも新たな課題を整理して、ここに第 2 次胎内市食育推進計画を策定いたしました。基本理念はそのままに、新たに「健康寿命の延伸」を市民共通の目標に掲げ、様々な関係者がそれぞれの特性を活かしながら、多様に連携・協働し実効性を高めつつ、市民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、目指す姿に向かって施策を展開してまいります。

結びに本計画の策定に際し、アンケート調査にご協力いただいた方々及び計画策定に関わっていただいた皆様に心より感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向けて皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

胎内市長 吉田和夫